

訪問購入の新しいルールを知っておきましょう 買い取りに来てくれるというけれど・・・



一人暮らしで 80 代の母宅に、古い着物を高値で買い取ると電話があり、不要な着物の処分に困っていた母は業者の来訪を承諾した。翌日来訪した業者は着物を少し見た後「貴金属を持っていないか、今なら着物より高値で買い取るので鑑定してあげる」としつこく言うので、怖くなった母は金のネックレス、プラチナの指輪など数点を見てもらった。業者は一方的に「全部まとめて 2000 円で買い取る」と言い、母に代金を受け取らせようとした。驚いた母が必死で断ろうとしたが取り合ってもらえず、業者は貴金属類をカバンに収めて立ち去った。返してほしいが領収書など書面を受け取っていないうえ、業者名もよく覚えていない。



契約当事者である母親は一人で対応したので、強引な業者の態度に恐怖を感じ、断わることもままならなかったようです。また領収書や買い取り内容などを記載した書面を受け取っていないので業者の連絡先が分からず、売却した貴金属類の取り戻しを求めることはできませんでした。この相談のように業者が高齢者の家を訪問して貴金属類を強引に買い取ってしまう「押し買い」被害は 2010 年（平成 22 年）以降全国で急増しましたが、現行法での対応には限界がありました。

訪問業者であっても「販売」ではなく消費者から「買い取っている」（購入している）ので特定商取引法の「訪問販売」には該当せずクーリング・オフや書面交付義務などの規制がなく被害救済を行うことができなかったのです。そこで昨年 8 月に消費者保護のための法的措置として特定商取引法が改正され 7 番目の取引類型として「訪問購入」が追加されました。次頁の新しいルールができたことをご相談のようなトラブルの未然防止と適切な救済が可能になると思われます。

特定商取引法の改正による「訪問購入」の新しいルール



